

神戸市ネットモニターシステム開発及び保守運用業務委託 公募実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

神戸市ネットモニターシステム開発及び保守運用業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

- ICT を活用し、市民の声を機動的・効果的に把握することを目的に、インターネットアンケートを実施する「ネットモニター制度」を 2015 年度から開始した。
- 同制度は市内在住・在勤・在学の満 15 歳以上（中学生除く）の方に参加いただき、2024 年 6 月現在、約 9,000 人に登録いただいている。
- 一方、近年の人口減少社会の進展や新型コロナによる社会環境の変化に伴い、市民の市政に期待する声は高まっており、持続可能な社会の実現のためにはこれまで以上に市民の声を市政に反映し、市民と一体となって市政を運営していく必要がある。そのため、さらに多くの市民にネットモニターに参加いただきたいと考えている。本業務は会員管理やアンケート機能を有する現行システムの運用保守契約期間が、2025 年 3 月 31 日で終了することに伴い、登録者増や業務負担軽減につながることを期待する次期システムの開発を行うものである。

（2）業務内容

- ネットモニターシステム開発業務
 - ネットモニターシステム保守運用業務
- （詳細は秘密保持誓約書提出後に送付する「仕様書」のとおり）

（3）契約上限額

金額：18,768,000 円（消費税含む）

毎年度の限度額は下記のとおり

2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
9,660,000 円	3,036,000 円	3,036,000 円	3,036,000 円

※それぞれ毎年度の限度額を上回った提案は無効となる

※受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとする。

（4）契約期間

契約締結日～2028 年 3 月 31 日

※2025 年 3 月 31 日までを開発期間とし、2025 年 4 月 1 日以降を保守運用期間とする。

※なお、進捗状況によっては開始時期が前後することが考えられる。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

納品検査後、委託料を支払うこととする。支払方法については契約締結後、事業者と協議の上決定する。

(3) 契約書案

別紙 契約書頭書及び委託契約約款 参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加事業者の資格要件（応募条件）

本プロポーザルの応募条件及び本業務の委託条件として、下記のすべてを満たしていることとする。

4-1 単体企業の場合

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の倍所に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (6) 所得税又は法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の他義務づけられている税を滞納していないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。また、代表者が成年被後見人、被保佐人でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 本委託事業の実施に当たり、本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (10) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (11) 委託期間中、適宜、市長室と協議することが可能であること。

4-2 共同企業体の場合

前記「4-1 単体企業の場合」に掲げる要件をすべて満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は2者又は3者による自主結成とし、共同企業体協定書を締結していなければならない。

また、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。（出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務の比率が下記に準じること。）
 - ア. 2者の場合 30%以上
 - イ. 3者の場合 20%以上
- (2) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。（出資比率型でない共同企業体の場合は分担業務比率が構成員中最大とすること）
- (3) 構成員は、他の共同企業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本業務の提案者として参加していないこと。

5 スケジュール

(1) 公募開始	2024年7月3日(水)
(2) 秘密保持誓約書提出期限	2024年7月17日(水) 12:00まで
(3) 参加申請関係書類の提出期限	2024年7月24日(水) 17:00まで
(4) 質問受付締切	2024年7月26日(金) 17:00まで
(5) 質問に対する回答	2024年8月14日(水) 17:00まで
(6) 企画提案書等の提出期限	2024年8月23日(金) 17:00まで
(7) 企画提案内容説明会	2024年9月6日(金) (予定)
(8) 選定結果通知	2024年9月18日(水) (予定)
(9) 契約締結・事業開始	2024年9月24日(火) (予定)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 秘密保持誓約書の提出・仕様書の交付

仕様書の一部には、本市情報資産のセキュリティ事項等が含まれるため、秘密保持誓約書の提出があった事業者に対して送付する。

ア 受付期間

2024年7月3日(水)～2024年7月17日(水) 12:00

イ 提出方法

連絡担当者を記載し、秘密保持誓約書(様式1)(pdf形式)を添付した電子メールを送付。

ウ 表題

【ネットモニターシステム公募】秘密保持誓約書の提出(事業者名)

エ その他

- ・電子メール送付後、本市に対し到着確認の電話連絡を行うこと。
- ・秘密保持誓約書への記載内容確認後、資料一式を電子メールにて配布する。

(2) 参加申請

ア 受付期間

2024年7月3日(水)～2024年7月24日(水) 17:00

イ 提出書類

- ①参加申請書(様式2)
- ②会社概要(様式自由)
- ③資本関係・人的関係調書(様式3)
- ④類似業務実績一覧表(様式4)
- ⑤法人登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)
- ⑥所得税又は法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことの証明(直近1ヵ年以内のもの)
- ⑦神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式5)
- ⑧共同企業体結成届出書(様式6)

⑨共同企業体協定書の写し(要原本証明)(様式自由)

※⑤～⑦は神戸市競争入札参加資格に登録がない場合のみ必要。参加資格登録済み場合は、その旨を提出時のメール本文に記載してください。

※⑧⑨は共同企業体での参加を希望する場合のみ必要。

※共同企業体での参加を希望する場合及び業務の一部をやむをえず再委託する場合は、②～④及び⑤～⑦(神戸市競争入札参加資格に登録がない場合に限る)を関係事業者すべてについて提出すること。

ウ 提出方法

pdf形式で電子メールにて送付

エ 表題

【ネットモニターシステム公募】参加表明(事業者名)

オ その他

- ・メール送付後、本市に対し到着確認の電話連絡を行うこと。
- ・参加資格の有無については、企画提案書の提出期限の日現在を持って確認を行う。参加資格が認められなかった者に対しては、速やかに書面で通知を行う。

(3) 質問の受付

ア 受付期間

2024年7月3日（水）～2024年7月26日（金）17:00

イ 提出方法

質問票（様式7）（xlsx形式）を添付し、電子メールにより提出すること

エ 表題

【ネットモニターシステム公募】質問票の提出（事業者名）

オ その他

- ・電子メール送付後、本市に対し到着確認の電話連絡を行うこと。
- ・質問内容に提出事業者を特定できる情報が含まれていた場合は、事業者に質問の趣旨を確認した上で、質問内容を修正する。
- ・回答は、参加申請をした全員に2024年8月14日（水）17:00までに電子メールにて行う。回答内容は公募要領及び仕様書等を補足する効力を持つものとする。

(4) 企画提案書等の提出

ア 受付期間

2024年7月16日（火）～2024年8月23日（金）17:00

イ 提出書類

①見積書（様式8）

②企画提案書（様式自由）

③仕様書 別紙1「機能要件一覧」

※「実現可否」「カスタマイズ費用」「実現方法・根拠」を記入したもの。

④仕様書 別紙3～6 チェックリスト

※チェックの上、提出。

⑤仕様書 別紙7 チェックリスト（外部サービスを利用する場合のみ）

※チェックの上、提出。

ウ 提出書類の詳細

- ・用紙サイズはA4版とする。
- ・企画提案書の枚数は30ページ以内とする。
- ・編綴の方法は自由とする。
- ・②～⑤は正本及び副本を提出すること。正本は、社名入りの表紙を付けること。副本は、表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

オ 提出方法

見積書及び②～⑤の正本データ及び副本データ（pdf形式）を電子メールで送付の上、見積書1部及び②～⑤の正本1部、副本5部を印刷・製本した上で、受付期間内に到着するよう簡易書留等による郵送で送付または持参すること。

(5) 電子メール以外の方法による提出

- ・上記（1）～（4）の資料提出に際し、電子メールによる送付ができない場合は、光ディスク等にデータを保存の上、市長室広報戦略部に持参または簡易書留等による郵送で送付すること（受付期間内必着）。
- ・郵送による場合は、到着確認の電話連絡を行うこと。
- ・持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時に限り受付を行う。

- ・持参による場合は、必ず事前に電話連絡を行い、来庁時間について本市の承諾を得ること。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

- ア 評価項目一覧の評価内容を内容点（160点満点）と価格点（20点満点）、地元企業に係る加算点（20点満点）とする（合計200点満点）。
- イ 見積金額は、年度毎の上限額も含めて、本市の定める契約上限額の範囲内とする。

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「神戸市ネットモニターシステム開発及び保守運用業務委託事業者選定委員会」が行い、その意見を受けて選定する。また、審査にあたっては、提案者による提案内容説明会（プレゼンテーション）の実施を予定している。
- イ 提案事業者が5社を超える場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類選考を実施する。
- ウ 提案内容説明会（プレゼンテーション）の日程や実施場所、その他詳細については、改めて参加申請者に通知する。
- エ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- オ 審査の結果、内容点、価格点、加算点の合計が最も高い事業者を選定する。内容点、価格点、加算点の合計が最も高い事業者が複数いる場合は、カの項目の合計が最も高い事業者を選定する。
- カ ただし、合計点が5割（100点）に満たない場合は、採用しないものとする。

(3) 評価内容

詳細は別紙「提案内容評価表」の通り。

<内容点> 配点 160点

評価項目	満点
ア. 体制	10
イ. 業務遂行計画	10
ウ. 類似業務の実績	10
エ. 情報セキュリティ対策	10
オ. 基本機能	20
カ. UI/UX(市民側)	30
キ. UI/UX(職員側)	10
ク. デザイン性	10
ケ. 魅力的なインセンティブ	20
コ. 登録者増のための提案	20
サ. 職員負担軽減	10

※上記評価項目について下記の通り判定を行い、内容点を算出する。

判定	評価	評価点
A	特に優れている	満点×1
B	優れている	満点×0.8
C	普通	満点×0.6
D	やや不十分	満点×0.4
E	不十分	満点×0.2

<価格点>配点 20点

見積書により次の通り算出する。

価格点＝満点×（最低提案価格／当該事業者の提案価格）

※小数点以下第1位を四捨五入する。

＜地元企業加算点＞配点 20 点

下記の通り算出する。

①地元企業（本社が神戸市内[予定を含む]）…20 点

②準地元企業（本社は神戸市内にないが、支店等が神戸市内にある [予定を含む]）
…10 点

③①②に該当しない…0 点

※共同企業体又はやむをえず再委託をする場合は、全社が①②に該当する場合はそれぞれの点数、一部企業が①②に該当する場合は、それぞれの点数×0.5 を加算する。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ア 秘密保持誓約書の提出、参加申請を経ずに提出すること
- イ 契約上限額を超えた見積金額を提案すること
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（5）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、委託予定先事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出資料は返却しない。
- オ 期限後の提出、差し替え等は一切認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9 提出・連絡先

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 16 階

神戸市市長室広報戦略部広聴担当

電話番号：078-322-5168

メールアドレス：kobecity-monitor@office.city.kobe.lg.jp